

株式会社斐太工務店「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響  
評価準備書」に対する勧告について

平成28年10月7日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書」について、株式会社斐太工務店に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：北海道石狩市
- ・原動力の種類：風力（陸上）
- ・出 力：最大21,000kW(3,000kW×7基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 3月 4日
住民等意見の概要受理	平成28年 5月18日
北海道知事意見受理	平成28年 9月 5日
環境大臣意見受理	平成28年 9月 6日

問合せ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社斐太工務店「（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響  
評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、環境省レッドリスト2015において絶滅危惧ⅠB類に位置づけられているチュウヒをはじめとした希少猛禽類の生息及び繁殖が確認されているほか、石狩川下流域周辺をねぐらとして利用しているガン類及びハクチョウ類が対象事業実施区域を通過していることから、本事業による風力発電設備の設置に伴い、これら重要な鳥類に対する移動経路の阻害や衝突事故等による重大な影響が懸念される。

特に、対象事業実施区域の南側にはチュウヒの重要な生息地が存在しているが、本事業では、この近傍に風力発電設備を設置する計画となっていることから、チュウヒに対する重大な影響が強く懸念される。

このため、本事業によるこれら重要な鳥類に対する重大な影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① チュウヒに対する重大な影響を回避するため、WT7については、設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと。また、WT5及びWT 6についても、専門家等からの指導・助言を踏まえ、配置の再検討によるチュウヒの重要な生息地からの離隔の確保、工事時期の調整及び繁殖期における稼働制限等の環境保全措置を適切に講ずること。
- ② 希少猛禽類等の鳥類のバードストライクの発生を低減するために、最新の知見に基づき、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

- ③ これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの指導・助言を踏まえて、稼働後のバードストライク及び希少猛禽類の生息状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクや繁殖巣の放棄が確認される等、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの指導・助言を踏まえ、鳥類に対する重大な影響のおそれがある季節・時間帯の稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

#### (2) コウモリ類に対する影響

コウモリ類については、重要種が確認され、風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

#### (3) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には河川及び溜め池等が存在しており、エゾホトケドジョウ等の重要な水生動物も確認されていることから、工事中の排水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念されるが、準備書において、仮設沈砂池等の配置等を含む工事計画の詳細設計が示されておらず、今後、水環境に係る事項について十分に検討する必要がある。

また、工事中の大半を新たに設置することとしており、森林の伐採及び土地の改変による環境影響が懸念される。

このため、既存道路の活用を前提として工事計画の詳細設計を検討し、伐採面積、改変面積及び土工量を可能な限り低減するとともに、仮設沈砂池等の配置等及び流末処理の方法等を十分に検討すること。その上で、専門家等からの指導・助言を踏まえ、水環境及びエゾホトケドジョウ等の重要な水生動物に対する影響について適切に予測及び評価を実施し、評価書に記載するとともに、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

#### (4) 風車の影による環境影響

対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による環境影響が懸念される。

このため、影響が懸念される天候、季節及び時間帯には一部の風力発電設備の稼働を停止すること等により、風車の影による環境影響を極力低減すること。

また、施設の稼働後に風車の影による影響を現場で適切に把握し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働を停止する天候、季節、時間帯及び基数等の条件を見直す等の追加的な環境保全措置を講ずること。

#### (5) 騒音等による環境影響

騒音等の事後調査について、1地点で1回のみ行う計画としているが、調査を行う季節や風況による変動が大きいと考えられることから、施設の稼働による影響を適切に把握できないおそれがある。このため、最新の知見等を踏まえ、本準備書に記載した事業実施前の環境調査と同程度の調査地点及び調査期間を基本とし、本準備書に記載した環境調査結果及び予測結果の内容を勘案して事後調査計画を再検討し、その内容を評価書に記載した上で、適切に事後調査を実施すること。

その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等からの指導・助言を踏まえ、稼働を調整又は停止する等の追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。